

令和3年(ワ)第23302号 国家賠償請求事件

原告 大川原化工機株式会社 ほか5名

被告 国 ほか1名

準備書面(1)


令和4年1月31日

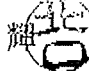
東京地方裁判所民事第34部合議甲A係 御中

被告国指定代理人

山本 剛 

井上 恵理子

三上 絵梨奈 

北口 直 

第1 請求の原因に対する認否	5
1 「第1 概要」(8ないし10ページ)について	5
(1) 1 (8ページ)について	5
(2) 2 (8ページ)について	5
(3) 3 (8及び9ページ)について	6
(4) 4 (9ページ)について	7
(5) 5 (9及び10ページ)について	7
2 「第2 事実」(11ないし69ページ)について	8
(1) 「1 当事者」(11及び12ページ)について	8
(2) 「2 本件各噴霧乾燥器の輸出」(12ページ)について	8
(3) 「3 法令及びその運用状況」(13ないし27ページ)について	9
(4) 「4 本件各噴霧乾燥器の性能(滅殺菌要件との関係において)」(27 ないし33ページ)について	18
(5) 「5 警視庁公安部による捜査(搜索差押前)」(33ないし54ページ) について	20
(6) 「6 搜索差押,及び任意の取調」(54及び55ページ)について	24
(7) 「7 逮捕,勾留及び起訴並びに起訴後の身体拘束」(55ないし57ペ ージ)について	25
(8) 「8 亡相嶋の胃癌発覚並びに保釈請求及び勾留執行停止申立」(57及 び58ページ)について	25
(9) 「9 公判前整理手続きの進行」(59ないし62ページ)について	26
(10) 「10 殺菌に関する検察官の主張の変遷と追加実験」(62ないし66 ページ)について	28
(11) 「11 捜査メモの証拠開示請求」(66ないし68ページ)について	31
(12) 「12 公訴棄却」(69ページ)について	32

3	「第3 本件各噴霧乾燥器が客観的な規制要件に該当しないこと」(70ないし81ページ)について	32
	(1) 「1 争点」(70ページ)について	32
	(2) 「2 本件要件ハの意義と本件各噴霧乾燥器の要件該当性」(70ないし74ページ)について	32
	(3) 「3 捜査機関の定立する殺菌概念と本件各噴霧乾燥器の性能」(74ないし81ページ)について	34
	(4) 「4 小括」(80及び81ページ)について	36
4	「第4 捜査機関による逮捕及び勾留請求が違法であること」(82ないし103ページ)について	36
	(1) 「1 概要」(82及び3ページ)について	36
	(2) 「2 逮捕及び勾留請求の国家賠償法上の違法性判断基準について」(83ページ)について	36
	(3) 「3 公安部解釈の誤りを看過した点が違法であること」及び「4 捜査機関が行った実験結果によっては公安部解釈による『殺菌』を立証できないことを看過した点が違法であること」(83ないし103ページ)について	36
5	「第5 ■警部補の原告島田に対する取調べが違法であること」(104ないし112ページ)について	36
6	「第6 ■検事による公訴提起が違法であること」(113ないし117ページ)について	37
	(1) 「1 概要」(113ページ)について	37
	(2) 「2 公訴提起の国家賠償法上の違法性判断基準について」(113及び114ページ)について	37
	(3) 「3 公安部解釈の誤りを看過した点が違法であること」及び「4 捜査機関が行った実験結果によっては公安部解釈による『殺菌』を立証できない	

ことを看過した点が違法であること」(114ないし117ページ) につい て	37
7 「第7 損害」(118ないし131ページ) について	37
(1) 「1 はじめに」(118ページ) について	37
(2) 「2 原告大川原に生じた損害」(118ないし120ページ) につい て	37
(3) 「3 亡相嶋並びにその相続人である原告■■■■, 原告■■■■及び原告■■■■ に生じた損害」(120ないし125ページ) につい	38
(4) 「4 原告島田に生じた損害」(125ないし127ページ) につい て	38
(5) 「5 原告会社に生じた損害」(127ないし131ページ) につい て	38
第2 被告国の主張	39

被告国は、本準備書面において、訴状記載の請求の原因に対する認否をする。

なお、請求の原因中、相被告東京都に対する主張については、本来認否の要はないところであるが、同主張中に、被告国に対する請求に関連する事実主張も含まれていることから、同主張に対しても必要と認める範囲で認否することとする。

第1 請求の原因に対する認否

1 「第1 概要」（8ないし10ページ）について

(1) 1（8ページ）について

認める。

(2) 2（8ページ）について

ア 第1段落（「本件は」から始まる段落）について

認める。ただし、本件噴霧乾燥器RL-5型1台の輸出に関する本件外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）違反事件及び本件関税法違反事件（以下、両事件を併せて「第1事件」といい、このうち、外為法違反に関するものを「第1事件（外為法違反）」、関税法違反に関するものを「第1事件（関税法違反）」という。）のうち、検察官による原告大川原正明（以下「原告大川原」という。）、相嶋静夫（以下「亡相嶋」という。）及び原告島田順司（以下「原告島田」といい、原告大川原、亡相嶋及び原告島田の3名を総称するときは「原告大川原ら」という。）に対する第1事件（外為法違反）の勾留請求日は、正確には令和2年3月12日であり（甲33の1ないし3）、原告大川原ら及び原告大川原化工機株式会社（以下「原告会社」という。）に対する第1事件（外為法違反）に関する公訴提起（本起訴）日は同月31日である（甲34）。

イ 第2段落（「その後」から始まる段落）について

認める。ただし、本件噴霧乾燥器L-8i型1台の輸出に関する本件外国為替違反事件及び本件関税法違反事件（以下、両事件を併せて「第2事件」

といい、このうち、外為法違反に関するものを「第2事件（外為法違反）」、関税法違反に関するものを「第2事件（関税法違反）」といい、第1事件と併せて「本件被疑事件」又は「本件被告事件」という。）のうち、検察官による原告大川原らに対する第2事件（外為法違反）の勾留請求日は、正確には令和2年5月27日であり（甲35の1ないし3）、原告大川原ら及び原告会社に対する第2事件及び第1事件（関税法違反）に関する公訴提起（追起訴）日は同年6月15日である（甲36）。

ウ 第3段落（「大川原正明ら3名は」から始まる段落）について

東京地方裁判所が令和2年4月27日付けで第1事件（外為法違反）について公判前整理手続に付する決定をしたこと（甲64の1）、同年6月23日付けで第1事件（関税法違反）及び第2事件について公判前整理手続に付する決定をしたこと（甲64の2）、検察官が令和3年7月30日付けで本件被告事件の公訴取消申立てをしたこと（甲108）並びに東京地方裁判所が同年8月2日付けで本件被告事件の公訴棄却決定をしたこと（甲111）は認め、その余は否認ないし争う。

なお、検察官が公訴の取消しを申し立てた理由は、正確には、本件各噴霧乾燥器について、「『軍用の細菌製剤の開発、製造若しくは散布に用いられる装置又はその部分品であるもののうち省令（引用者注：「輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令」（平成3年通商産業省令第49号）を指し、以下、同省令を「貨物等省令」という。）で定める仕様の噴霧乾燥器』に該当することの立証が困難と判断されたため」（甲108）、すなわち、外為法48条1項、輸出貿易管理令1条、別表第一・三の二(二)5の2、貨物等省令2条の2第2項5号の2に該当することの立証が困難と判断されたなどの事情を考慮したものである。

(3) 3（8及び9ページ）について

おおむね認めるが、警視庁公安部において、本件に関する捜査を開始した時期、同捜査開始から令和2年3月11日に原告大川原らを第1事件（外為法）で逮捕するまでの間に実施した原告大川原らを含む原告会社の役職員の取調べ人数及び回数は不知。

(4) 4（9ページ）について

ア 第1段落（「公訴棄却の事由は」から始まる段落）について

検察官が本件被告事件の公訴を取り消したことによって、東京地方裁判所が公訴棄却決定をしたことは認め、その余は争う。

検察官が本件被告事件の公訴を取り消した理由は、前記(2)ウのとおり、本件各噴霧乾燥器が「軍用の細菌製剤の開発、製造若しくは散布に用いられる装置又はその部分品であるもののうち省令で定める仕様の噴霧乾燥器」に該当することの立証が困難と判断されたなどの事情を考慮したものであり（甲108）、「各噴霧乾燥器が法令の定める客観的な規制要件を満たすものでないことが明らかになったことによる」ものではない。

イ 第2段落（「この点」から始まる段落）について

おおむね認める。

(5) 5（9及び10ページ）について

警視庁公安部警察官の本件各噴霧乾燥器の客観的規制要件該当性に係る認識に関する記載部分及び同警察官のうち[]警部補の原告島田に対する取調べ時の言動等に関する記載部分は認否の要を認めず、その余は全体として争う。

検察官検事[]（以下「[]検事」という。）は、原告大川原らに対する第1事件（外為法違反）及び第2事件（外為法違反）の各勾留請求時、それまでの捜査によって現に収集した証拠から、原告大川原らが、前記各事件の罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があり、また、勾留の必要性もあると合理的に判断したことから勾留請求をしたのであり、国家賠償法（以

下「国賠法」という。) 上違法の評価を受けるものではない。

また、追って提出する被告準備書面(2)において主張するが、 検事は、原告大川原ら及び原告会社に対する本件被疑事件の各公訴提起(以下「本件各起訴」という。)の際、通常要求される捜査を遂行すれば収集し得た証拠資料を現に収集して、それらを総合勘案し、原告大川原ら及び原告会社について有罪と認められる嫌疑があると判断したものであって、その判断過程は合理的であるから、 検事が本件各起訴をしたことにつき国賠法上違法と評価される余地はない。

2 「第2 事実」(11ないし69ページ)について

(1) 「1 当事者」(11及び12ページ)について

ア (1)ないし(5) (11及び12ページ)について

原告会社の業務内容、原告会社及び原告大川原らが本件被告事件の被告人であったこと、原告大川原の原告会社での役職、第1事件(外為法)の逮捕当時、原告島田が原告会社の取締役、亡相嶋が原告会社の顧問でそれぞれあったこと並びに亡相嶋が令和3年2月7日に死亡したことは認め、その余は不知。

イ (6) (12ページ)について

認否の要を認めない。

(2) 「2 本件各噴霧乾燥器の輸出」(12ページ)について

ア (1) (12ページ)について

認める。

イ (2) (12ページ)について

おおむね認める。ただし、輸出の日は、平成30年2月21日が正しい。

ウ (3) (12ページ)について

本件各噴霧乾燥器の構造が訴状別紙「本件各噴霧乾燥器の構造」のとおりであること及び本件各噴霧乾燥器に「測定口」と呼ばれる部位が存在す

ること自体は認め、その余は不知。

(3) 「3 法令及びその運用状況」(13ないし27ページ)について

ア 「(1) 国際輸出管理レジーム及び国内法」(13ないし20ページ)について

(7) 「ア 輸出管理規制の概要」(13及び14ページ)について

a 第1段落(「外為法に基づく」から始まる段落)について

外為法に基づく輸出管理規制には、国際輸出管理レジーム¹⁾の合意等を踏まえた安全保障貿易管理制度のほかに、ワシントン条約や国連制裁等による輸出管理制度が含まれるところ、訴状記載の内容が国際輸出管理レジームの合意等を踏まえた安全保障貿易管理制度に関する記載であると善解した上で認める。

b 第2段落(「このうち」から始まる段落)について

リスト規制が主として国際輸出管理レジームの合意を踏まえた品目を対象に運用していることの限度で認め、その余は否認する。リスト規制において対象としているのは、国際輸出管理レジームの合意を踏まえた品目に限られるものではない。

c 第3段落(「具体的には」から始まる段落)について

認める。

d 第4段落(「外為法の」から始まる段落)について

争う。前記aのとおり、外為法の輸出管理規制には、国際輸出管理

*1 我が国をはじめとする主要国は、武器や軍事転用可能な貨物及び技術が、我が国及び国際社会の安全性を脅かす国家やテロリスト等、懸念活動を行うおそれのある者に渡ることを防ぐため、先進国を中心とした国際的な枠組みを作り、国際社会と協調してこれらの貨物や技術の輸出等の管理を行っているところ、かかる枠組みを国際輸出管理レジームという。

レジームの合意等を踏まえた輸出管理規制以外に、ワシントン条約や国連制裁等に基づく輸出管理規制も含まれている。

e 第5段落（「現在」から始まる段落）について

認める。

f 第6段落（「レジームでの」から始まる段落）について

経済産業省が、安全保障貿易管理制度の運用のために、国際輸出管理レジームの合意を踏まえて政省令等に反映させることをその事務としていることの限度で認め、その余は否認ないし争う。

付言するに、国際輸出管理レジームの合意事項は、法的拘束力を持つものではなく、当該合意事項を踏まえた国内措置については、参加国・地域に裁量が認められている。すなわち、国際輸出管理レジームの合意事項は、同レジームの趣旨（大量破壊兵器等の拡散防止等）を踏まえつつ、参加国・地域の裁量に基づいて、参加国・地域がそれぞれ適切に国内法に反映させることが原則となっている。国際輸出管理レジームの一つであるオーストラリア・グループ（以下「AG」という。）においても、そのガイドライン等に、AGでの合意、すなわち、AG Common Control List（以下「AGリスト」という。）に追加する輸出管理対象品目に関する合意（以下「AG合意」という。）が法的拘束力を持つものではなく、合意された規制内容の運用は、参加国・地域の裁量に委ねられていることが示されている。

そして、我が国においては、AG合意を受けて、AG合意の趣旨を踏まえつつ、AG合意よりも規制内容が緩くならないようにするとの観点や、いわゆるループホール（抜け道）を作らずに安全保障貿易管理制度を実効的なものとするとの観点も含めて、国内法制化、すなわち、我が国の政省令等を整備し、解釈運用等をしている。

(イ) 「イ 噴霧乾燥器の規制要件」(14ないし16ページ)について

- a 第1段落(「噴霧乾燥器は」から始まる段落。枠囲み部分を含む。)について

2012年(平成24年)に開催されたAG会議において、噴霧乾燥器が、訴状記載の英文の内容でAGリストに追加されたことは認める。

なお、原告ら訴訟代理人による和訳部分については、認否の要を認めない(以下同じ)。

- b 第2段落(「これを受け」から始まる段落)ないし第5段落(「このうち」から始まる段落)について

認める。

- c 第6段落(「ただし」から始まる段落)について

否認ないし争う。

前記(7) fのとおり、国際輸出管理レジームの合意事項は、その趣旨を踏まえつつ、参加国・地域の裁量に基づいて、参加国・地域がそれぞれ適切に国内法に反映させることが原則であるから、AGリストの「disinfected」との文言の和訳の正確性を論難し、「AGの原文に忠実でなかった」とする原告らの主張は、その前提において誤っている。貨物等省令2条の2第2項5号の2イないしハの要件(以下「貨物等省令3要件」といい、そのうちハの要件を「本件要件ハ」という。)に関し、輸出管理規制の不備は認められない。

(ウ) 「ウ 本件要件ハの趣旨」(16ページ)について

本件要件ハが「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの」と定められていること、本件要件ハの趣旨が、噴霧乾燥器を用いて粉体化した細菌等の微生物の製造前後における作業者の曝露防止であることの限度で認める。

なお、本件要件ハの趣旨は前記のとおりであるところ、噴霧乾燥器を用いて、その内部に残留する生きたまま粉体化した細菌等の微生物を「滅菌又は殺菌」しようとする際に、噴霧乾燥器内部に残留する粉体化した細菌等の微生物が外部に飛散しない構造（すなわち、作業者が粉体化した細菌等に被曝しない構造を意味する。以下、これを「曝露防止構造」という。）を有するか否かは、本件要件ハの該当性判断に影響しない。

すなわち、そもそもAG合意のうち、噴霧乾燥器に曝露防止構造が備わっていることは、噴霧乾燥器の規制要件とはされていない。これは、AGリストにおいて、規制の対象となる品目、すなわち、大量破壊兵器や生物兵器等への軍事転用の可能性が特に高い機微な貨物として規制の対象となる品目とするためには、一定の要件を課すことにより規制の対象とはならない他の貨物と区別する必要があるところ、噴霧乾燥器に関していえば、製造前後における作業員の安全を考慮したものであれば生物兵器の製造等への転用により適しているとの考えに基づき、たとえ曝露防止構造まで有していないとしても、噴霧乾燥器内部で製造された粉体化した細菌等の微生物を滅菌又は殺菌することができれば作業員の安全が考慮されているとして、規制要件が定められたからであると解される。

そして、我が国では、このようなAG合意における噴霧乾燥器の規制要件の内容（曝露防止構造が噴霧乾燥器に備わっていることは、AGリストの規制要件に含まれていない。）やその趣旨を踏まえて、本件要件ハが定められたのであって、曝露防止構造の有無は、本件要件ハの該当性判断に影響しない。

(I) 「エ 滅殺菌に関する定義」について（16ないし20ページ）

a 「(7) AGにおける定義」（16ないし18ページ）について

(a) 第1段落（「AGにおける」から始まる段落）及び第2段落（「こ

れは」から始まる段落。枠囲み部分を含む。)について

AGリスト上、噴霧乾燥器よりも先に規制対象となったクロスフロー過装置の規制要件において「capable of being sterilized or disinfected in-situ.」の文言が用いられていること(甲3・2ページ)、その後規制対象となった噴霧乾燥器の規制要件において同一の文言(capable of being sterilized or disinfected in-situ.)が用いられていること(甲3・2ページ)及びクロスフロー過装置のテクニカルノートが訴状記載の英文の内容であること(甲3・2ページ)は認める。

(b) 第3段落(「AGにおいて」から始まる段落)について

原告ら独自の見解であり、争う。AGリストにおける噴霧乾燥器の規制要件(甲3・2ページの第6項「iii.」)において、「sterilized」のみならず「disinfected」が定められているのは、細菌等を含む全ての生きている微生物を除去するという「滅菌」(sterilized)のみならず、全ての生きている細菌等の微生物を滅菌することまではできないものの、細菌等の微生物を、一種類でも、その伝染能力を破壊することができるという「殺菌」(disinfected)をも規制の対象とする必要があることに基づくものと解される。

b 「(イ) 日本における『解釈』(18ないし20ページ)について

(a) 第1段落(「日本においては」から始める段落)及び第2段落(「しかし」から始まる段落。枠囲み部分を含む。)について

原告らがいう「法令」が外為法、輸出貿易管理令及び貨物等省令等の関連法令を指すものと解した上で、認める。

(b) 第3段落(「もっとも」から始まる段落)以降について

全体として争う。

前記(イ) fのとおり、国際輸出管理レジームの合意事項は、当該

レジームの趣旨を踏まえつつ、参加国・地域の裁量に基づいて、参加国・地域がそれぞれ適切に国内法に反映させることが原則となっており、AGで合意された事項についても同様であるから、「本件AG定義の原文を忠実に反映したものではなかった。」「(AG合意の)原文の一部の文節が脱漏していた。」などとする原告らの主張は、その前提において誤っている。

また、噴霧乾燥器に関する本件要件ハのうち、「殺菌」の方法について、貨物等省令の文言上、限定はなく、経済産業省は、AGでの議論を踏まえた上で「殺菌」には「乾熱殺菌」、すなわち、加熱乾燥空気での殺菌する方法を含むあらゆる方法が含まれるとし、また、噴霧乾燥器を用いて「殺菌」をする対象についても、貨物等省令2条の2第1項で規定された細菌等を含む全ての微生物を殺菌することができることまでを求めるものとせず、安全保障貿易管理制度をより実効的なものとするため、同項記載の細菌等の微生物のうち一種類でも殺菌をすることができるものであれば足りるとの解釈を採用しており、これらの解釈に不備はない。

イ 「(2) 他のAG参加国における法令」(20及び21ページ)についてAGの参加国及び地域数が訴状記載のとおりであることは認め、その余は不知、否認ないし争う。

前記ア(i) b (b)で述べたとおり、国際輸出管理レジームの合意事項は、当該レジームの趣旨を踏まえつつ、参加国・地域の裁量に基づいて、参加国・地域がそれぞれ適切に国内法に反映させることが原則となっており、AGで合意された事項も同様であるため、他の先進国等の各国内における輸出管理規制の内容をもって、我が国における輸出管理規制に「不備」があると主張する原告らの主張は、その前提を誤っている。

ウ 「(3) 国内における運用状況」(21ないし25ページ)について

(7) 「ア 経済産業省の所掌事務」(21ページ)について

おおむね認める。

なお、原告らがいう「不正輸出の審査」が具体的に何を指すのか不明であるが、輸出規制違反があった場合、刑事事件に関わるものは、捜査当局がその捜査を行うこととなる。

(4) 「イ 経済産業省によるマトリクス表における表記」(21ないし23ページ)について

経済産業省が、「貨物・技術の合体マトリクス表」(以下「マトリクス表」という。)を作成し、経済産業省の安全保障貿易管理に関するホームページに掲載して公表していること、「輸出貿易管理令の運用について」(甲13。以下「本件通達」という。)の平成16年改正に併せ、マトリクス表のクロスフローろ過装置の欄に、「滅菌又は殺菌をすることができるもの」の用語の意味として、「物理的手法(例えば、蒸気の使用)あるいは化学物質の使用により当該装置から全ての生きている微生物を除去あるいは当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊することができるものをいう。」、「当該装置中の微生物の量を低減するための洗浄処理のみができるものは含まない。」という本件通達の解釈(以下「本件通達解釈」という。)の内容を記載したこと、平成25年10月の輸出貿易管理令等の改正により新たに噴霧乾燥器を規制対象とした際、マトリクス表の噴霧乾燥器の欄に、クロスフローろ過装置の欄と同様の本件通達解釈の内容を記載しなかったこと、令和元年12月13日、マトリクス表の噴霧乾燥器の欄に、本件要件ハの「滅菌又は殺菌をすることができるもの」の解釈として、「物理的手法(例えば、蒸気の使用)あるいは化学物質の使用により当該装置から全ての生きている微生物を除去あるいは当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊することができるものをいう。」、「当該装置中の微生物の量を低減するための洗浄

処理のみができるものは含まない。」という本件通達解釈の内容を追記したもの（なお、甲12は令和2年1月に経済産業省ホームページにおいて公表されたマトリクス表であり、同4ページの噴霧乾燥器の欄に「滅菌又は殺菌することができるもの」の解釈が記載されているところ、令和元年12月13日から同記載が追記されたものである。）、当該追記内容をホームページ等で明示して周知しなかったことは認め、その余は否認ないし争う。

経済産業省は、噴霧乾燥器に関する本件要件ハの「滅菌又は殺菌をすることができるもの」との文言解釈について、平成25年10月当初から、本件通達解釈のとおり、「物理的手法（例えば、蒸気の使用）あるいは化学物質の使用により当該装置から全ての生きている微生物を除去あるいは当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊することができるものをいう。」「当該装置中の微生物の量を低減するための洗浄処理のみができるものは含まない。」と解していた。

なお、本件通達が改正された際は、その新旧を経済産業省のホームページにおいて新旧表により公表しているほか、改正された後の本件通達の全文は「外国為替・貿易小六法（外国為替研究協会）」に掲載されているため、輸出者はマトリクス表を参照せずとも、用語解釈を知る手段があることを付言する。

(ウ) 「ウ 輸出管理品目ガイダンスにおける記述」（23ページ）について

一般財団法人安全保障貿易情報センター（以下「CISTEC」という。）が発行する「輸出管理品目ガイダンス 生物兵器製造関連資機材」（以下「輸出管理品目ガイダンス」という。）に、訴状記載の内容（訴状23ページの枠内部分）が記載されていること、輸出管理品目ガイダンスが平成25年12月後に改訂を重ねていることは認める。

なお、輸出管理品目ガイダンスの内容は、経済産業省が監修したものでなく、したがって、輸出管理品目ガイダンスに記載されている内容のうち、本件通達等により経済産業省が示している解釈等以外は、経済産業省の見解ではないので、原告らの主張が輸出管理品目ガイダンスの内容が経済産業省の見解であるという趣旨であれば、否認ないし争う。

(I) 「エ 経済産業省による原告会社への指導監督の状況」(23ないし25ページ)について

原告会社が、平成28年7月、CISTECの職員に対し、噴霧乾燥器について、「乾燥運転の過程において結果的に殺菌が行える場合があります」旨回答した事実及び経済産業省が原告会社に対し、本件通達解釈に関する指導や噴霧乾燥器の輸出に関する事後審査、行政指導及び行政処分を行っていないことは認め、その余は不知ないし争う。

なお、原告大川原らは、平成24年1月に実施された経済産業省の職員らによるヒアリング等において、同職員らに対し、噴霧乾燥器の「入口温度から出口温度までを100度等高い温度で保つと滅菌、殺菌できる。」と説明したり、原告会社の噴霧乾燥器が規制対象とならないようにAG合意の内容や国内法制化の際の規制内容等を限定するよう主張したりしていたことなどから、原告会社の噴霧乾燥器が外為法等の規制対象となることを認識していたと考えられる。

(II) 「オ 他社における輸出許可申請の状況」(25ページ)について

平成25年10月15日以降、藤崎電機株式会社(当時。現、株式会社GF。以下「藤崎電機」という。)が同社で製造した噴霧乾燥器の輸出にあたり、外為法48条1項に基づく輸出許可申請を行ったことは認め、その余は不知、否認ないし争う。他社の輸出許可申請の状況は、本件要件ハの解釈に関する原告会社の見解を裏付けるものではない。また、前記(I)で述べたとおり、原告大川原らは、原告会社の噴霧乾燥器が外

為法等の規制対象となることを認識していたと考えられる。

(カ) 「カ 小括」(25 ページ) について

全体として争う。

エ 「(4) 他国における運用状況」(26 及び27 ページ) について

アメリカ合衆国政府が「AG コモンコントロールリストハンドブック」を発行していることは認め、その余は不知、否認ないし争う。

甲9・12 ページ(同ハンドブックの原告ら訴訟代理人による和訳部分)に依拠したとしても、「AG ハンドブックは、AG 規制対象品目の効果的な輸出管理を促進する目的で、米国政府が作成したものである。(中略) AG ハンドブック自体は、オーストラリア・グループの公式な記録刊行物ではない。」旨明確に記載されており、原告らが主張するように、同ハンドブックが「AG で合意された規制内容及びその趣旨、運用等を示す唯一の公認解説書として認知されているもの」とは言えない。

前記ア(7) f で述べたとおり、我が国では、AG 合意を受けて、AG 合意の趣旨を踏まえつつ、AG 合意よりも規制内容が緩くならないようにするとの観点や、ループホール(抜け道)を作らずに、安全保障貿易管理制度を実効的なものとするとの観点も含めて、国内法制化、すなわち、我が国の政省令等を整備し、解釈運用等をしており、アメリカ合衆国政府発行の「AG コモンコントロールリストハンドブック」の記載内容が本件要件ハの解釈を左右するものであるとはいえない。

(4) 「4 本件各噴霧乾燥器の性能(滅殺菌要件との関係において)」(27 ないし33 ページ) について

ア 「(1) 定置した状態での装置内部の『sterilization』(滅菌)」(27 ページ) について

■ 検事は、本件各起訴時、本件各噴霧乾燥器に関する本件要件ハ該当性につき、本件各噴霧乾燥器がいずれも「定置した状態で内部の(中略)

殺菌をすることができるもの」に該当すると判断しており、滅菌することができるものに該当するか否かによって同要件該当性を判断したものではない。したがって、「滅菌」に関する本項目の記載内容については、知らないし認否の要を認めない。

イ 「(2) 定置した状態での装置内部の『disinfection』(消毒)」(27ページ)について

第1段落は、令和3年7月30日に至り、検察官によって、本件各噴霧乾燥器がいずれも本件要件ハの「殺菌をすることができるもの」に該当することの立証が困難と判断されたとの限度で認め、第2段落は不知。

ウ 「(3) 本件各噴霧乾燥器の乾熱性能」(28ないし31ページ)について

(7) 「ア 乾熱性能上の特徴」(28ページ)について

第1段落ないし第3段落はおおむね認め(なお、本件各起訴時、 検事において、本件各噴霧乾燥器の乾燥室測定口が特に温度が上がりにくい部位であることは認識していなかった。)、その余は否認ないし争う。

粉体製造後の乾燥室測定口における粉体の堆積状態や残留状態は、噴霧乾燥器の運転状況等により異なり得るものである。

(4) 「イ 乾熱時の内部温度(粉体なし)」(28及び29ページ)について

原告会社が甲15及び(甲16に記載された実験における運転条件のうち、入口設定温度(原告らがいう熱風入口温度。以下同じ。))について、訴状(29ページ)には240度と記載されているが、それが誤記であり、甲16記載のとおり250度に設定していたと善解した上で)甲16に記載された各実験を行ったことは認め、前記各実験結果は不知、その余(特に前記各実験の評価)は否認ないし争う。

(ウ) 「ウ 乾熱時の内部温度（粉体あり）」（29及び30ページ）について

原告会社が甲17及び（甲18に記載された実験における運転条件のうち、入口設定温度について、訴状（30ページ）には240度と記載されているが、それが誤記であり、甲18記載のとおり250度に設定していたと善解した上で）甲18に記載された各実験を行ったことは認め、前記各実験結果は不知、その余（特に前記各実験の評価）は否認ないし争う。

(I) 「エ 乾熱による殺菌性能」（30及び31ページ）について

原告会社が甲20及び（甲21に記載された実験における運転条件のうち、入口設定温度について、訴状（31ページ）には240度と記載されているが、それが誤記であり、甲21記載のとおり250度に設定していたと善解した上で）甲21に記載された各実験を行ったことは認め、前記各実験結果は不知、その余（特に前記各実験の評価）は否認ないし争う。

エ 「(4) 曝露を防止する性能」（31ないし33ページ）について

本件各噴霧乾燥器による粉体の製造・回収の過程において、その一部が装置外部に飛散する構造になっていること、本件各噴霧乾燥器が曝露防止構造を備えていないこと、原告会社が甲22の1及び甲22の2に記載された各実験を行ったことは認め、前記各実験結果は不知、その余（特に前記各実験の評価）は否認ないし争う。

前記(3)ア(ウ)で述べたとおり、噴霧乾燥器に曝露防止構造が備わっているか否かは、本件要件ハの該当性判断に関係がない。

(5) 「5 警視庁公安部による捜査（搜索差押前）」（33ないし54ページ）について

ア 「(1) 噴霧乾燥器メーカー及びユーザーにおける状況の捜査」（33な

いし37ページ) について

第1事件(外為法)の公訴提起前に、藤崎電機が外為法48条1項に基づき噴霧乾燥器の輸出許可申請を行ったことは認め、その余は知らないし認否の要を認めない。

イ 「(2) 『殺菌』の解釈」(37ないし44ページ) について

(7) 「ア 四ノ宮教授からの聴取」(37ないし39ページ) について

警視庁公安部が防衛医科大学校四ノ宮成祥教授(以下「四ノ宮教授」という。)の聴取を行い、訴状記載の③、⑤及び⑥に関する供述を得ていたこと、訴状38ページ25行目から39ページ7行目に記載された細菌が貨物等省令2条の2第1項2号に記載されていること、これらの細菌等の微生物うち一種類でも殺菌することができる場合には本件要件ハの「殺菌」に該当することは認め、その余は知らないし認否の要を認めない。

(4) 「イ 警視庁公安部による殺菌の解釈」(39ページ) について

本件要件ハに関する警視庁公安部の解釈について主張するものであり、認否の要を認めない。

(6) 「ウ 警視庁公安部による殺菌解釈の前提の捏造」(40及び41ページ) について

警視庁公安部が、平成29年11月2日及び同月22日、千葉大学大学院医学研究院清水健准教授(以下「清水准教授」という。)らの聴取を行ったこと、同年10月23日及び同年12月19日、武蔵野大学薬学部佐々木次雄教授(以下「佐々木教授」という。)の聴取を行ったこと、同月22日、東京慈恵医科大学浦島充佳教授(以下「浦島教授」という。)の聴取を行ったことは認め、その余は知らないし認否の要を認めない。

(1) 「エ 異論を唱える多くの有識者の見解」(41ないし43ページ)

について

知らないし認否の要を認めない。

(オ) 「オ 法令及び本件通達解釈の文言の不備」(43及び44ページ)

について

a 「(ア) 有識者からの指摘」(43及び44ページ) について

佐々木教授が本件通達解釈の「潜在的な微生物の伝染能力を破壊」とは日本薬局方の「消毒」の定義と意味が同じである旨指摘していたこと並びに四ノ宮教授及び浦島教授が本件通達解釈の「伝染能力」との文言に関し、AGリストの原文では「infectivity」との単語が用いられていることから、「伝染」ではなく「感染」と訳すべきである旨指摘したことは認め、その余は知らないし認否の要を認めない。

なお、本件要件ハの文言や本件通達解釈に不備は認められない。

b 「(イ) 致命的な不備の不検証」(44ページ) について

訴状18及び19ページと重複する部分については、前記(3)ア(イ)

b(b)のとおりであり、その余は知らないし認否の要を認めない。

ウ 「(3) 経済産業省からの聴取」(44及び45ページ) について

認否の要を認めない。

エ 「(4) 殺菌の耐熱性試験」(45ないし48ページ) について

清水准教授が、平成29年11月21日付け及び平成30年5月15日付けの警視庁公安部からの腸管出血性大腸菌O157の乾熱に対する熱感受性の実験結果についての各照会に対し、平成29年11月22日付けの実験報告書及び平成30年5月17日付けの実験報告書をそれぞれ作成し、その内容を回答したこと、前記各実験報告書に係る実験の方法や結果が原告らが摘示するとおりであったこと、警視庁公安部が、平成29年12月4日、清水准教授から、本項目オ①及び②(訴状47ページ)記載の内容を聴取したこと、岐阜大学生命科学総合研究支援センター長田中香お

里（以下「田中教授」という。）が、平成30年1月9日付けの警視庁公安部からの本件噴霧乾燥器（RL-5型）の温度測定結果に基づく乾熱滅菌器によるウェルシュ菌及び大腸菌の殺菌試験実施の照会に対し、「乾熱滅菌器による殺菌試験 報告書」を作成し、その内容を回答したこと、その回答内容に係る実験の方法や結果が原告らが摘示するとおりであったことは認め、その余は、不知若しくは争う又は認否の要を認めない。

警視庁公安部は、経済産業省から、前記清水准教授の実験結果の内容等を前提とすれば、本件各噴霧乾燥器が輸出規制の対象に該当すると思われる旨の回答を得ていたものである。

オ 「(5) 乾熱実験」(49ないし52ページ)について

(7) 「ア 最低温となる箇所の特定」ないし「エ 温度が上がりにくい箇所の不検証」(49ないし52ページ)について

アイエスジャパン株式会社（以下「アイエスジャパン」という。）が噴霧乾燥器等のシステム設計や機器設置等を行うエンジニアリング会社であること、警視庁公安部が、同社技術営業本部長からの聴取結果に基づいて、噴霧乾燥器内部の最も温度が低くなる箇所として訴状記載の箇所を抽出したこと、警視庁公安部が、平成30年3月22日、第1事件の噴霧乾燥器の同型機を用いて測定実験を行い、最低温度計測箇所が「バグフィルタの下部」であると特定し、同年7月11日、前記噴霧乾燥器の同型機を用いて測定実験を行い、「バグフィルタの下部」においても少なくとも3時間は117度以上の温度を維持できるとの実験結果を得たこと、警視庁公安部が、令和元年5月9日（原告らは、警視庁公安部が第2事件の噴霧乾燥器の同型機を用いて測定実験を行った日を令和元年5月15日とするが、正しくは同月9日である。）、第2事件の噴霧乾燥器の同型機を用いて測定実験を行い、最低温度計測箇所が「ダクト」であると特定し、同箇所においても少なくとも3時間30分は110度

以上の温度を維持できるとの実験結果を得たこと、前記各実験及びその後、本件各起訴までの間において、本件各噴霧乾燥器の乾燥室測定口の温度測定を行わなかったことは認め、その余は知らないし認否の要を認めない。

(イ) 「オ 曝露防止の不検証」(52ページ)について

原告らは、噴霧乾燥器に曝露防止構造が備わっていることが本件要件ハの該当性を充たす要件に含まれるとの見解を前提として本項目に記載された事実関係を主張しているものと解されるところ、前記(3)ア(ウ)のとおり、曝露防止構造の有無は、本件要件ハの該当性判断に影響しないことから、認否の要を認めない。

カ 「(6) 規制要件該当性に関する経済産業省への照会」(52ないし54ページ)について

警視庁公安部が、経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課長に対し、第1事件の対象となった噴霧乾燥器が輸出規制の対象に該当するか否かの照会を平成30年8月3日付けで、第2事件の対象となった噴霧乾燥器が規制対象に該当するか否かの照会を令和元年7月26日付けでそれぞれ行ったこと、各照会に際し、訴状(53及び54ページ)記載の報告書等の資料を添付したこと、同課長が前記各照会に対し、各噴霧乾燥器について、「同照会における添付資料の内容を前提とすれば当該輸出時点においては、輸出貿易管理令別表第1の3の2の項(2)5の2、輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令第2条の2第2項第五号の二に該当すると思われる。」旨回答したことは認め、その余は不知。

(6) 「6 搜索差押、及び任意の取調」(54及び55ページ)について

ア 「(1) 搜索差押」(54ページ)について

認める。

イ 「(2) 証拠の任意提出及び任意の取調」(54及び55ページ)について

警視庁公安部が、原告大川原らを第1事件(外為法違反)で逮捕するまでの間の任意での取調べにおいて、原告大川原らや原告会社の従業員のうち少なくとも29名について警察官面前調書を作成したことは認め、その余は不知。

(7) 「7 逮捕、勾留及び起訴並びに起訴後の身体拘束」(55ないし57ページ)について

本件に関する原告大川原らに対する逮捕、勾留請求、勾留延長、公訴提起、保釈許可決定、勾留執行停止決定等の身柄拘束状況が訴状添付の「(別紙)身柄拘束に関する時系列」に記載されたとおりであること(ただし、令和2年6月15日に■■■■検事は、第2事件に加え、第1事件(関税法)でも原告大川原らを起訴したというのが正しい〔甲36〕。また、同月18日に2回目の保釈請求をしたのは原告大川原だけであり、亡相嶋及び原告島田が2回目の保釈請求をしたのは同月19日が正しい〔甲38の2及び3〕。さらに、亡相嶋に対し、腫瘍が悪性である旨が告知されたのは同年10月1日ではなく、同月7日が正しい〔甲48〕。また、原告大川原及び原告島田の6回目の保釈請求並びに亡相嶋の8回目の保釈請求が行われたのは、令和3年1月29日ではなく、同年2月1日が正しい〔甲45の1及び2〕。)、順天堂大学医学部附属順天堂医院医師が、令和2年10月16日付けで、亡相嶋を「進行胃癌」と診断し、「病期診断のため、精密検査が必要な状態であると診断する。」との診断書を作成したこと、令和3年2月7日に亡相嶋が死亡したことは認め、その余は不知ないし否認する。

(8) 「8 亡相嶋の胃癌発覚並びに保釈請求及び勾留執行停止申立」(57及び58ページ)について

前記(7)で認めた内容に加え、亡相嶋が、令和2年9月25日、貧血とな

り輸血を受けたこと、その際、タール便（血が混ざった便）が出ており、消化管出血が疑われたこと、同年10月1日、内視鏡検査を受けたことは認め、その余は不知。

(9) 「9 公判前整理手続きの進行」(59ないし62ページ)について

ア 「(1) 公判前整理手続に付する決定」(59ページ)について

第1段落及び訴状別紙「公判前整理手続に関する時系列」に記載された事実は認め、その余は認否の要を認めない。

イ 「(2) 第1回打合せ期日までの事実経過」(59ページ)について

(7) ア (59ページ)について

検察官が、令和2年6月30日、東京地方裁判所に対し、本件被告事件に関し、証明予定事実記載書2(甲76)を提出したこと及び同書面に原告らが指摘する内容が記載されていることは認める。ただし、同書面に記載された内容は、原告らが指摘する内容に限られない。

(4) イ (59ページ)について

本件被告事件の弁護士(以下「弁護士」という場合、本件被告事件の弁護士らを総称するものとする。)が、令和2年8月14日、東京地方裁判所に対し、予定主張記載書面(1)(甲79)を提出したこと及び同書面に「熱風が当たらないために滅菌または殺菌をすることが不可能な箇所が複数箇所存在する。」との記載があるとの限度で認め、その余は否認する。

同書面には、「熱風が当たらないために滅菌または殺菌をすることが不可能な箇所が複数箇所存在する。」と抽象的に記載されているのみであり、「熱風が当たらないために滅菌または殺菌をすることが不可能な箇所」に関する具体的な記載は何らされておらず、したがって、「測定口」がそれに該当する旨の記載もない。

なお、弁護士は、予定主張記載書面(1)提出後の令和2年10月5日

に行われた第1回打合せにおいても、本件各噴霧乾燥器に熱風を送り込んだ際に温度が上昇しにくい場所として乾燥室測定口等の具体的箇所について、何ら言及しなかった（甲65）。

ウ 「(3) 第3回打合せ期日までの事実経過」（59及び60ページ）について

弁護人が、令和2年10月19日付けで、「噴霧乾燥器R-5には温度を上げて最高温度が摂氏90度に達さない箇所が存在すること」との立証趣旨で弁護人請求証拠弁第1号証（以下、刑事事件における弁護人請求証拠については、「弁○（○は証拠番号）」などと表記する。）（甲15）を、「噴霧乾燥器L-8iには温度を上げて最高温度が摂氏90度に達さない箇所が存在すること」との立証趣旨で弁2（甲16）をそれぞれ証拠調べ請求したとの限度で認める。

エ 「(4) 第4回打合せ期日までの事実経過」ないし「(6) 第8回打合せ期日までの事実経過」（60及び61ページ）について

認める。ただし、訴状61ページ(6)ア「なお」以下の記載については、後記(11)記載のとおり。

オ 「(7) 第1回公判前整理手続期日までの事実経過」（61及び62ページ）について

(7) アないしウ（61及び62ページ）について

認める。

(イ) エ（62ページ）について

a 第1段落（「令和3年6月23日」から始まる段落）について

おおむね認める。

なお、検察官は、弁護側の証拠を踏まえ、粉体が製造された後の状態を前提として、本件要件の該当性を再検討している旨述べたものであり（甲73）；「現状のままでは立証が不足するかもしれない等と

述べた」ものではない。

b 第2段落（「裁判所は」から始まる段落）について

裁判長が訴状記載の発言をしたことは認める。

カ 「(8) 第2回公判前整理手続期日までの事実経過」（62ページ）について

令和3年7月16日に第2回公判前整理手続期日が開かれたこと、同期日において、同年8月3日午前11時に第3回公判前整理手続期日を、同日午後1時30分に第1回公判期日を、同月5日午前10時に第2回公判期日を行うことが合意されたこと、同年7月中に主張関連証拠開示請求の対象となっている証拠のうち、検察官が要件該当性を認め、開示の準備が整った証拠については開示を行う予定であることが合意されたことは認める。

(10) 「10 殺菌に関する検察官の主張の変遷と追加実験」（62ないし66ページ）について

ア 「(1) 公訴提起時における主張」（62ないし64ページ）について

(ア) ア（62及び63ページ）について

証明予定事実記載書2に訴状記載の内容が含まれていることは認め、その余は否認ないし争う。

追って提出する被告準備書面(2)において具体的に主張する予定であるが、 検事は、本件各起訴時、現に収集した証拠資料に基づき、本件各噴霧乾燥器はいずれも要件ハを具備していると判断していた。

(イ) イ（63及び64ページ）について

検察官が刑事事件における検察官請求証拠甲第13号証（以下、刑事事件における検察官請求証拠については、「刑甲○（○は証拠番号）」などと表記する。）及び刑甲16を証拠調べ請求したこと並びに証明予定事実記載書3を提出したことは認め、その余は原告らの評価に関する

記載であり、認否の要を認めない。

(ウ) ウ（64ページ）について

検察官が刑甲13及び刑甲72を証拠調べ請求したこと並びに証明予定事実記載書1ないし3において、本件各噴霧乾燥器について、装置内部に残留する粉体が外部に飛散しない構造であることに関する記載をしなかったことは認め、その余は原告らの評価に関する記載であり、認否の要を認めない。

前記(3)ア(ウ)で述べたとおり、曝露防止構造の有無は、本件要件ハの該当性判断に影響しない。

イ 「(2) 温度に関する弁護人の主張及び実験」(64ページ)について

弁護人が、令和2年10月19日付けで、「噴霧乾燥器RL-5には温度を上げても最高温度が摂氏90度に達さない箇所が存在すること」との立証趣旨で弁1(甲15)を、「噴霧乾燥器L-8iには温度を上げても最高温度が摂氏90度に達さない箇所が存在すること」との立証趣旨で弁2(甲16)を、令和3年1月18日付けで、「噴霧乾燥器RL-5は、運転時および製品回収時に粉体が装置外部に飛散する構造であること等」との立証趣旨で弁3(甲22の1)を、「噴霧乾燥器L-8iは、運転時および製品回収時に粉体が装置外部に飛散する構造であること等」との立証趣旨で弁4(甲22の2)をそれぞれ証拠調べ請求したとの限度で認める。

ウ 「(3) 検察官の追加実験及び主張の変遷」(64及び65ページ)について

検察官が「RL-5の乾燥室測定口にコードヒーターを外部から巻き付けるなどして加熱等した場合の同箇所の温度測定結果等」との立証趣旨で刑甲73を、「L-8iの乾燥室測定口にコードヒーターを外部から巻き付けるなどして加熱等した場合の同箇所の温度測定結果等」との立証趣旨

で刑甲74を、「腸管出血性大腸菌O157の乾熱に対する熱感受性の実験結果についての照会」との立証趣旨で刑甲75を、「50℃熱処理によって腸管出血性大腸菌O157の死滅の可否及び死滅に要する時間等」との立証趣旨で刑甲76及び刑甲77をそれぞれ証拠調べ請求したこと、証明予定事実記載書面4において訴状（64及び65ページ）記載の内容を含む記載をしたことは認め、その余は否認ないし争う。

エ 「(4) 温度及び菌の死滅条件に関する弁護人の主張及び実験」（65ページ）について

弁護人が、令和3年3月30日付けで、「噴霧乾燥器RL-5には、噴霧乾燥運転後の粉体が堆積した状態で、最高温度が摂氏50度に達さない箇所が存在すること」との立証趣旨で弁18（甲17）を、「噴霧乾燥器L-81には、噴霧乾燥運転後の粉体が堆積した状態で、最高温度が摂氏50度に達さない箇所が存在すること」との立証趣旨で弁19（甲18）をそれぞれ証拠調べ請求したこと（甲97）、弁護人が、同年6月21日付けで、「粉体の状態の大腸菌を、摂氏50度、9時間の条件で温熱処理しても、大腸菌は死滅しないこと等」との立証趣旨で弁48（甲19）を、「噴霧乾燥器RL-5において、大腸菌を噴霧乾燥した後、9時間の乾熱運転を実施しても、同装置内部に残留する粉体中の大腸菌は死滅しないこと等」との立証趣旨で弁49（甲20）を、「噴霧乾燥器L-81において、大腸菌を噴霧乾燥した後、9時間の乾熱運転を実施しても、同装置内部に残留する粉体中の大腸菌は死滅しないこと等」との立証趣旨で弁50（甲21）をそれぞれ証拠調べ請求したこと（甲102）、弁18、19、48ないし50におおむね訴状（65ページ）記載の内容が記載されていることは認める。

オ 「(5) 検察官の期日延期要請」（65及び66ページ）について

第1段落及び第2段落について、検察官が、東京地方裁判所に対し、令

和3年6月18日付け「進行に関する上申書」(甲104・2ないし5ページ)及び同月21日付け「進行に関する上申書②」(甲105)を提出したとの限度で認め、その余は否認ないし争う。

第3段落について、検察官が第1回公判前整理手続期日において、弁護側の証拠を踏まえ、粉体が製造された後の状態を前提として、本件要件ハ該当性を再検討している旨述べた(甲73)との限度で認める。

(11) 「11 捜査メモの証拠開示請求」(66ないし68ページ)について

ア 「(1) 噴霧乾燥器メーカー、噴霧乾燥器ユーザー、研究機関関連の捜査メモについて」(66及び67ページ)について

(7) 「ア 証拠開示請求」(66ページ)について

認める。

(4) 「イ 捜査メモの開示」(66及び67ページ)について

検察官が、弁護人からの令和3年5月18日付けの証拠開示請求(甲85)を受け、同年6月11日、弁護人に対し、訴状(66及び67ページ)記載の33の企業、大学等からの聴取結果が記載された捜査メモを開示したこと、これらのメモの概要が概ね訴状(同)記載の内容であったこと、同年7月14日付けで、これらのメモに関する記載も含まれた証拠一覧表を検察官が弁護人に送付したこと(甲88)は認める。

なお、原告らが挙げるメモのうち、訴状記載の③(67ページ)の各メモには、必ずしも噴霧乾燥器に関する情報が主たる内容でないものも含まれていた。また、同年6月11日に検察官が弁護人に開示した捜査メモの通数は合計49通である。

イ 「(2) 経済産業省、CISTEC関連の捜査メモについて」(67及び68ページ)について

(7) 「ア 証拠開示請求」(67ページ)について

認める。

(4) 「イ 5月24日付証拠開示請求後の事実経過」(67及び68ページ)について

おおむね認めるが、検察官は、令和3年7月当時、証拠開示の範囲につき検討中であり、同月中に開示できるように準備していたものの、同月16日の第2回公判前整理手続期日において、同月末までに準備が終わらない可能性がある旨も説明していた。

(12) 「12 公訴棄却」(69ページ)について

ア 「(1) 公訴取消しの申立て」(69ページ)について

検察官が令和3年7月30日に公訴の取消しを申し立てたこと、公訴取消申立書(甲108)におおむね訴状記載の記載(「使用」とあるのは「仕様」の誤記である。)があること、訴状記載の各新聞記事(甲109及び甲110)があることの限度で認める。

イ 「(2) 公訴棄却」(69ページ)について

認める。

3 「第3 本件各噴霧乾燥器が客観的な規制要件に該当しないこと」(70ないし81ページ)について

(1) 「1 争点」(70ページ)について

認否の要を認めない。

(2) 「2 本件要件ハの意義と本件各噴霧乾燥器の要件該当性」(70ないし74ページ)について

ア 「(1) 本件要件ハの趣旨」(70ページ)について

(7) 第1段落(「定置した状態で」から始まる段落)ないし第3段落(「そのため」から始まる段落)について

訴状16ページと重複する内容であるため、認否の要を認めない。

(4) 第4段落(「したがって」から始まる段落)について

否認ないし争う。

前記 2 (3) ア (イ) b (b) で述べたとおり、本件要件ハの「殺菌」は、貨物等省令 2 条の 2 第 1 項に記載されている細菌等を含む微生物の全てを「殺菌」できることまで求めるものではなく、同項記載の細菌等を含む微生物のうち一種類でも殺菌をすることができれば足りると解されている。また、前記 2 (3) ア (ウ) で述べたとおり、曝露防止構造の有無は、本件要件ハの該当性判断に影響しない。

イ 「(2) 滅菌・殺菌の定義」(70ないし72ページ)について

(ア) 第 1 段落(『滅菌』及び『殺菌』については)から始まる段落)について

訴状 18 ページと重複する内容であり、認否の要を認めない。

(イ) 第 2 段落(「滅菌に関しては」から始まる段落)について

甲 7 に、微生物の乾熱による滅菌法や微生物の消毒法が記載されていること及び「殺菌」に関する概念を定めた記載がないこと、甲 8 に滅菌及び消毒に関する記載があることの限度で認める。

(ウ) 第 3 段落(「そこで」から始まる段落)について

否認ないし争う。

(エ) 第 4 段落(「然るに」から始まる段落。英文及び原告ら訴訟代理人による和訳部分を含む。)について

訴状 16 及び 17 ページと重複する内容であり、認否の要を認めない。

(オ) 第 5 段落(「これによれば」から始まる段落)及び第 6 段落(「本件要件ハにおける」から始まる段落)について

否認ないし争う。

前記 2 (3) ア (ア) f のとおり、AG のガイドライン等において、AG 合意は法的拘束力を持つものではなく、合意された規制内容の運用は、参加国・地域の裁量に委ねられていることが示されているのであって、AG で合意された内容がそのまま本件要件ハの解釈に当てはまるとする原

告らの主張は、その前提を誤っている。本件要件八の「滅菌又は殺菌」の解釈は、前記2(3)ウ(イ)で述べたとおりであり、このうち「殺菌」は、「物理的手法（例えば、蒸気の使用）あるいは化学物質の使用により当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊することができるものをいう。」と解釈されている。

ウ 「(3) 本件各噴霧乾燥器は要件八に該当するか」(72及び73ページ)について

原告らは、本項目において、原告ら独自の解釈に基づき、本件各噴霧乾燥器はいずれも本件要件八に該当しない旨述べるところ、このうち、「滅菌」に関する本項目の記載内容については、前記2(4)アのとおり、[REDACTED] 検事は、本件各起訴時、本件各噴霧乾燥器に関する本件要件八該当性につき、本件各噴霧乾燥器がいずれも「定置した状態で内部の(中略)殺菌をすることができるもの」に該当すると判断しており、滅菌することができるものに該当するか否かによって同要件該当性を判断したものではないため、知らないし認否の要を認めない。

また、「殺菌」に関する本項目の記載内容については、令和3年7月30日に至り、検察官によって、本件各噴霧乾燥器がいずれも本件要件八の「殺菌をすることができるもの」に該当することの立証が困難と判断されたとの限度で認め、その余は知らないし争う。

エ 「(4) 本件各噴霧乾燥器は曝露防止のための構造を有していない」(73及び74ページ)について

本件各噴霧乾燥器が曝露防止構造を有していないこと自体は認め、本件要件該当性については争う。

なお、前記2(3)ア(ウ)で述べたとおり、曝露防止構造の有無は、本件要件八の該当性判断に影響しない。

(3) 「3 捜査機関の定立する殺菌概念と本件各噴霧乾燥器の性能」(74な

いし81ページ) について

ア 「(1) 捜査機関が各(マ) 本件各噴霧乾燥器について本件要件ハに該当すると判断した理由」(74ページ) について

本件要件ハに関する警視庁公安部の解釈について主張するものであり、認否の要を認めない。

なお、詳しくは被告準備書面(2)で述べるが、■■■■検事は、本件通達解釈を前提に、「殺菌」の方法については乾熱殺菌を含み、「殺菌」の対象については貨物等省令2条の2第1項記載の細菌等の微生物のうち一種類でも殺菌することができれば足りるとした上で、①本件各噴霧乾燥器の同型機を用いた噴霧乾燥器内部の温度計測実験、②乾熱滅菌器による大腸菌等(生菌を乾燥させ、粉体化を想定した状態の細菌を使用したもの。)の殺菌試験、③噴霧乾燥器内部に粉体の細菌が堆積してもいずれ熱で死滅するとの有識者の見解等に基づき、本件各噴霧乾燥器が本件要件ハに該当すると判断し、本件各起訴に至ったものである。

イ 「(2) 公安部解釈の誤り」(74ないし79ページ) について

本件要件ハに関する原告ら独自の解釈に基づく記載であるところ、原告ら独自の解釈そのものに関する部分は否認ないし争う。その余は認否の要を認めない。

ウ 「(3) 公安部解釈を前提としても、本件各噴霧乾燥器は本件要件ハに該当しない」(79及び80ページ) について

令和3年7月30日に至り、検察官によって、本件各噴霧乾燥器がいずれも本件要件ハの「殺菌することができるもの」に該当することの立証が困難と判断されたとの限度で認め、その余は知らないし争う。

なお、繰り返し述べているとおり、本件各起訴時、■■■■検事は、現に収集した証拠資料を前提に、本件各噴霧乾燥器は本件要件ハを満たすと合理的に判断していた。

(4) 「4 小括」(80及び81ページ)について
争う。

4 「第4 捜査機関による逮捕及び勾留請求が違法であること」(8.2ないし103ページ)について

(1) 「1 概要」(82及び83ページ)について

事実については、既に述べた点と重複する内容であり、改めて個別の認否の要はなく、その余は争う。

(2) 「2 逮捕及び勾留請求の国家賠償法上の違法性判断基準について」(83ページ)について

おおむね認める。

なお、検察官の職務行為の国賠法上の違法性の判断基準等については、被告準備書面(2)において主張する。

(3) 「3 公安部解釈の誤りを看過した点が違法であること」及び「4 捜査機関が行った実験結果によっては公安部解釈による『殺菌』を立証できないことを看過した点が違法であること」(83ないし103ページ)について
事実については、既に述べた点と重複する内容であり、改めて個別の認否の要はなく、その余は争う。

なお、[REDACTED]検事は、原告大川原らに対する第1事件(外為法違反)及び第2事件(外為法違反)の各勾留請求時、それまでの捜査によって現に収集した証拠資料から、原告大川原らが、罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があり、また、勾留の必要性もあると合理的に判断したことから勾留請求したのであり、国賠法上違法と評価される余地はない。

5 「第5 [REDACTED]警部補の原告島田に対する取調べが違法であること」(104ないし112ページ)について

全体として相被告東京都に対する主張に関する記載であるため、認否の要を認めない。

6 「第6 ■■■ 検事による公訴提起が違法であること」(113ないし117ページ) について

(1) 「1 概要」(113ページ) について

■■■ 検事が第1事件及び第2事件につき公訴提起をしたこと、原告大川原らの勾留の状況並びに検察官が本件被告事件につき公訴取消申立てをし、公訴棄却決定がされたことは認め、その余は争う。

(2) 「2 公訴提起の国家賠償法上の違法性判断基準について」(113及び114ページ) について

おおむね認める。

なお、前記4(2)で述べたとおり、検察官の職務行為の国賠法上の違法性の判断基準等については、被告準備書面(2)において主張する。

(3) 「3 公安部解釈の誤りを看過した点が違法であること」及び「4 捜査機関が行った実験結果によっては公安部解釈による『殺菌』を立証できないことを看過した点が違法であること」(114ないし117ページ) について

全体として争う。

詳細は、被告準備書面(2)において主張するが、■■■ 検事は、本件各起訴の際、通常要求される捜査を遂行すれば収集し得た証拠資料を現に収集して、それらを総合勘案し、原告大川原ら及び原告会社について有罪と認められる嫌疑があると判断したものであって、その判断過程は合理的であるから、■■■ 検事が本件各起訴をしたことにつき国賠法上違法と評価される余地はない。

7 「第7 損害」(118ないし131ページ) について

(1) 「1 はじめに」(118ページ) について

争う。

(2) 「2 原告大川原に生じた損害」(118ないし120ページ) について

原告大川原が、令和2年3月11日から令和3年2月5日までの間、身柄拘束されたこと、令和2年3月11日（なお、訴状118ページでは「同年3月11日」とあるが、「令和2年3月11日」の誤記と思われる。）から同月31日まで及び同年5月26日から同年6月15日までの間、取調べを受けたこと、同年3月31日から令和3年8月2日までの間、被告人の立場にあったこと、令和2年3月11日から令和3年8月2日までの間、原告会社の代表取締役を務めていたことは認め、その余は知らないし争う。

(3) 「3 亡相嶋並びにその相続人である原告■■■■■，原告■■■■■及び原告■■■■■に生じた損害」（120ないし125ページ）について

亡相嶋が、勾留の執行停止期間を除き、前記(2)で原告大川原に関して述べたのと同様の期間、身柄拘束され、取調べを受けたこと、令和2年3月31日から令和3年2月7日（死亡日）までの間、被告人の立場にあったこと、令和2年9月25日に東京拘置所において輸血を受けたこと、同月29日付けの保釈請求に対し、検察官が罪証隠滅のおそれ（刑事訴訟法89条4号）があり、かつ、裁量保釈も認めるべきではない旨の意見を述べ、裁判所が保釈請求を却下したこと、同年10月19日付けの保釈請求に対し、検察官が前記同様の意見を述べ、裁判所が保釈請求を却下したこと、亡相嶋が、令和3年2月7日、死亡したこと、令和2年3月11日から同月31日までの間、原告会社の顧問を務めていたことは認め、その余は知らないし争う。

(4) 「4 原告島田に生じた損害」（125ないし127ページ）について

原告島田が、前記(2)で原告大川原に関して述べたのと同様の期間、身柄拘束され、取調べを受け、被告人の立場にあったこと、令和2年3月11日から令和3年3月31日に辞任するまでの間、原告会社の取締役を務めていたことは認め、その余は知らないし争う。

(5) 「5 原告会社に生じた損害」（127ないし131ページ）について

知らないし争う。

第2 被告国の主張

追って被告準備書面により明らかにする。

なお、訴状「第8 経済産業省関連の捜査メモの開示」（132及び133ページ）において原告らが開示を求めている証拠（捜査メモ）については、令和3年11月30日付け被告意見書で述べたとおりであり、本件訴訟の今後の進行を踏まえて、更に意見を述べることにしたい。

以上